

10月14日、航空評論家の秀島一生氏を講師にお迎えして、都心低空飛行ルートの問題点をお聞きしました。ちょうど旅客機から胴体パネルが落ちて乗用車に直撃した事故や、エンジントラブルの事故が続いている時期だったため、都心の上空を飛ぶことは本当に安全なのか、とても不安な気持ちになっている時でした。

羽田空港増便計画では、南風の時、15時から19時の時間帯は2分に1便が飛行すると言われています。その上、最も危険な時間と言われている離陸後3分、着陸前8分の計11分間、まさにそのタイミングに都心上空を飛ぶことになるのです。何か問題が起こった時、密集した都心に逃げ場はありません。また、飛行による問題は落下物だけではありません。騒音のレベルも対策が必要な程となり、被害は地上よりビルの高層階の方が大きくなります。

目黒区では上空300メートルを飛行機が飛ぶことになっていますが、風の強さや風向きで飛行ルートや高度が、微妙に変わることなどがわかりました。インターネット上に公開されている日本上空の飛行機の数をリアルタイムで見たとき、たくさんの飛行機が着陸態勢をとるまで、都心上空で順番待ちをしていることに驚きました。

羽田空港機能強化に係る住民説明会

- ・日時：2018年2月3日（土） 11時～16時
- ・場所：目黒区総合庁舎 1階レストラン

東京など（東京・神奈川・埼玉・栃木・群馬・新潟・山梨・静岡・長野の1都8県）の空は、航空管制が在日米軍の横田基地によって行われているため、1便ごとに許可を取らねばならず、民間航空機は実質飛行することができず、迂回をしていました。横田空域が削減されたため、ルートの見直しが検討されているのです。横田空域の完全返還や、都心と成田空港間のアクセス改善など、「都心低空飛行を回避する方法はある。」と秀島さんは言われました。

都心低空飛行ルートはまだ計画の段階です。各地域で意見を出し、声をあげていくなど、まだまだ出来ることはあります。2018年2月に目黒区役所で国土交通省による説明会が行われます。疑問や不安に思う点などを聞くことができる貴重な機会ですので、ぜひご参加ください。



[https://www.flightradar24.com/より](https://www.flightradar24.com/)
 (1)国土交通省は、各地域でオープンハウス型説明会（パネル展示中心で出入り自由）を行っていますが、まだまだ知らない人が多く、自治体ごとに住民を対象にした説明会が必要です。
 (2)着陸の順番待ちの飛行機の列の長さは想像以上の距離になります。それだけ、落下物などの危険性が高まるのです。

イノフォメーション information

お申し込み・お問い合わせ：目黒ネット 広吉敦子事務所まで
TEL/FAX: 03-3791-8069 E-mail: meguronet@m2.dion.ne.jp

小型家電リサイクルの仕組み ～限りある資源を有効活用するために～

小型家電には貴重な資源（金・銀・銅・レアメタルなど）が含まれています。

目黒区では小型家電の回収を平成25年のイベント時から開始し、平成29年4月には「*都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（主催 東京2020組織委員会）に協力しています。

目黒区内に10箇所の回収BOXがありますが、その存在は広く知られていません。

今回、回収された小型家電がどのようにリサイクルされるのか、携帯電話の個人情報などはどうに守られているのか、区職員からお話を伺います。

*使用済小型家電に含まれている貴金属を用い、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会時のメダルを作成

回収する小型家電（目黒区HPより）



- ◆日時：2月22日（木）
10時～11時半（9時45分～受付開始）
- ◆場所：鷺番住区センター 第1会議室
- ◆参加費：200円（資料代等）
- ◆申込締切：2月19日（月）

天笠啓祐氏による「種子を考える 多国籍企業による種子支配と食料支配」 講演をきいて

2018年3月末に「主要農作物種子法」（種子法）が廃止されることになりました。種子法の廃止により、日本人の生活にどのような影響がかかるかは詳しく伝えられていません。日本の種子や在来の品種はどうなるのか、食の安全と多様な文化は守られるのか、不安が残ります。

種子法は、食糧不足を乗り切るために、国が主要農作物（米・麦・大豆）をその土地にあった優良な品種に開発し、安定供給することを目的として、1952年に制定されました。その後、民間企業によるバイオテクノロジーの技術開発が可能になるように法改正が繰り返されてきました。種子問題の背景には、第二次世界大戦以降、食料を支配しようとする各国のパワーゲームが存在しています。遺伝子組み換え作物の問題と同様に、その国の農業の営みの結果である種子を一部の多国籍企業が独占・寡占し、特許料で儲けるというビジネスが世界中に広がっています。

そして、それを後押しするかのように、2017年6月の国会で「民間企業の開発意欲を阻害しているから」という理由で種子法が廃止されました。種子法が廃止されることで種子を守る予算の根拠がなくなり、都道府県が種子事業から撤退し、民間企業による種子の私有化が進むでしょう。結果、日本古来の野菜や伝統的な品種、例えば大豆の「サトウイラズ」や「シャッキンナシ」など小規模で栽培されている農作物は将来消滅することが予想されます。大切に受け継がれ、地域に根ざした農作物や食文化を失うことは、消費者の食の選択肢が減り、次世代へ豊かな食文化を伝えられなくなることにつながります。また、種子を企業に支配させないということは食の安全を守るためにも重要なことです。

今、生産者と消費者の双方から、前の世代から継承されている豊かな財産である種子を未来の世代へ渡していくため、「種子法に代わる新しい法律を作ろう」という声が上がり、活動が始まっています。



天笠啓祐（あまがさけいすけ） 環境問題を専門とするフリージャーナリスト。市民バイオテクノロジー情報室代表。